



三労基発1218第1号
平成25年12月18日

一般社団法人三重県産業廃棄物協会
会長 殿

三重労働局

労働基準部長



移動式クレーン等に関する災害・事故の防止について（要請）

平素より労働基準行政の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年8月に三重県内の産業廃棄物収集運搬事業者において、過負荷により移動式クレーンが転倒し、運転者が被災する災害が発生したところであります。また、産業廃棄物収集運搬事業者において、平成19年9月、平成21年9月にも同様に移動式クレーンの転倒により運転者が被災するという災害が発生しております。3件の移動式クレーンの転倒灾害では被災者は大事に至っていないものの、重大な災害に至る可能性のある災害であります。

本件災害の発生原因について、別紙のとおり過負荷の制限、アウトリガー等の張り出しなどのクレーンの使用方法及び管理方法等に関する基本的な事項に問題が認められたものであります。

つきましては、貴協会の会員をはじめ関係方面に対し、クレーン等安全規則に基づく基本的事項の確実な実施をはじめとし、適切な移動式クレーンの使用等を実施するよう、周知啓発するとともに指導されるよう要請いたします。

本件に係る担当

三重労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 日美 昌平

産業安全専門官 岡村 有

電話 059-226-2107

移動式クレーンの転倒災害の概要

1. 事故発生クレーン

種類 積載型トラッククレーン
つり上げ荷重 2.63トン

2. 事故の発生状況及び発生原因

被災者は、移動式クレーン（積載型トラッククレーン：つり上げ荷重 2.63トン）を用いて、産業廃棄物が入ったコンテナを収集運搬するため、客先（建築工事現場）において、コンテナ（重量約 1.8トン）をつり上げ、荷台に積み込むため、当該移動式クレーンのジブを運転席正面から右旋回したところ、傾き始め、コンテナを降ろそうとジブを伏せたが間に合わず転倒し、当該移動式クレーンに接触し、負傷した。

なお、被災時の移動式クレーンのアウトリガーは、中間張出であった。

3. 同種災害を防止するための主な対策

- (1) 移動式クレーンの定格荷重を超えて荷のつり上げを行わないこと。
- (2) 荷重計を用いてつり荷の重量の確認を行うこと。または過負荷防止装置の備え付けを行うこと。
- (3) 移動式クレーンのアウトリガーについては、作業場所の実情に応じて最大張出で使用すること。
- (4) つり荷の重量に対して十分な能力を有する移動式クレーンを使用すること。
- (5) 移動式クレーンを用いて作業を行わせる場合は、あらかじめ当該作業場所における作業計画を策定し、転倒等を防止するための措置を講じること。
- (6) 作業計画につり荷の重量が移動式クレーンの定格荷重を超えていた場合の作業手順を定め、当該作業手順に基づく措置の徹底を図ること。
- (7) 関係労働者に対して、定期的に移動式クレーン使用時の技能向上のための安全教育を実施すること。

また、本件災害の直接的な発生原因ではないものの、移動式クレーンの定期自主検査の未実施が認められたところです。